

經濟論叢

第十一卷 第五號

- 無政府主義の抬頭と日本社会党大会
.....岸本英太郎 1
- 日本におけるメキシコドルの流入とその功罪 (三)
.....小野一一郎 24
- 元朝の成立期ころにおける蒙古民族の
鋳工業について.....伊藤幸一 38
- マアセット夫人の古典派経済学.....鎌田武治 52
-

昭和三十三年五月

京都大學經濟學會

無政府主義の抬頭と日本社会党大会

— 明治社会主義史の一齣 —

岸本英太郎

一 は し が き

日本における最初の本格的な社会主義運動たる平民社を中心とする日露戦争にたいする反戦闘争（明治三六年一月～三八年九月）は、労働組合運動の弾圧・死滅の上に展開されたインテリゲンチヤーの思想運動たる性格をもつものであった。しかし、この幸徳秋水と堺利彦によって指導された反戦闘争をつらぬく社会主義が、社会主義協会、社会民主党の伝統をつぐ合法的平和的議会的社会主義であったことは周知のとおりである。さらに平民社の崩壊（明治三八年一〇月）を契機に出現した二つの社会主義運動、すなわち「新紀元」（明治三八年一月一〇日～三九年一月一〇日）を中心とするキリスト教社会主義および「光」（明治三八年一月二〇日～三九年一月二五日）を中心とする唯物論的社会主義はもとより、明治三九年二月に結成された日本社会党の社会主義も、いずれも同じく普通選挙権の獲得と議会の多数制覇とによって社会主義を合法的平和的に実現せんとするものであった。この初期日本社会主義史の伝統を直接行動主義に大きく転換させたものは、平民社以来の日本社会主義運動の理論的指導者幸徳秋水であった。

二 幸徳秋水の思想的転化

幸徳の思想的転化は彼の入獄中（明治三八年二月〜三八年七月）にきざしたと彼自身のおべているが、明治三八年五月三〇日付堺利彦宛書簡では、何等の変化も見られないばかりか、旧来の立場が一層強化されるであろうと次のごとくおべているのである。――

「若し夫れ今の僕の宇宙観・人生観を問ふ者あらば、依然として唯物論者、科学的社会主義者也²⁾と報ぜよ。今後六句の読書と思索と、想ふに此主張を強く固くするに過ぎざる可し」（「巢鴨だより」、直言、明治三八年六月四日号）

出獄直前の六月二五日付堺利彦宛手紙にも思想的転化を窺うにたるものはない。唯強いて言へば、出獄後の希望の一つとして「北海道或は朝鮮に田園を買ひ、数百人の農夫と理想的生活を為して、静かに天真を養ふ其四也³⁾」というのが無政府主義的傾向の現われとも言えようか。

出獄後小田原の療養先からアメリカの無政府主義者アルバート・ジョンソンにあてた明治三八年八月一日付手紙において、われわれは、はじめ、幸徳の無政府主義への思想転化をはっきりと見ることができるのである。――

「……事実を申せば、小生は初め『マルクス』派の社会主義者として監獄に参り候も其の出獄するに際しては、過激なる無政府主義者と相成て凄惨に立戻り申候。然る処此の困に於て無政府主義を宣伝するは死刑又は無期徒刑若は有期徒刑を求むることに有之危険千万なるに由り右無政府主義の拡張運動は全然秘密に之を取運ばざる可らず、而して之が進歩と成功とを見るには幾久しき長年月と忍耐とを要する儀と思考仕候。小生は旁々以て只今欧米に漫遊致し度考居候而して其の目的は左の通に御座候。

第一 共産主義者又は無政府主義者の万国連合運動に最も必要なる外国語の会話と作文とを勉強せんがため

第二 幾多の外国革命党の領取等を歴訪し而して彼等の運動よりして何物をか學習致さんがため

第三 陛下の海手の届かざる外国より陛下を初めとし其の政治組織及經濟組織を日山日在に論評致さんがため

以下略

明治三八年五月三〇日において確信的な合法的議會主義的社會主義者たりし幸徳は、それからわずか六旬後の出獄に際しては、「過激な無政府主義者」(a radical Anarchist)に転化したわけである。

この思想的転化は獄中での「読書と思索」によるものであるが、この転化の機縁となった書物は、おそらく、クロボトキンの「田園・製造所及工場」であったといえよう。幸徳のA・ジョンソン宛前掲書簡で彼は次のように述べているからである。――

「小生が獄中に於て翻譯したる幾多書物の中にはドレーバーの『宗教学術の衝突』あり、ヘッケル『宇宙の謎』あり、レナンの『耶蘇伝』も有之候特に老台の寄贈せられたるラッドの『猶太人及基督教徒の神話』とクロボトキンの『田園工場及製造所』とは再々熟読仕候」

出獄に際して幸徳が抱いた「過激な無政府主義」の内容がいかなるものであったかは、よるべき資料がなく、知る由もないが、彼が渡米中(明治三八年一月―三九年六月)に信ずるにいたった無政府主義の全貌は、アメリカから「光」によせた「一波万波」(明治三九年三月二〇日号)と帰国直後錦舞館に開かれた彼の帰国歓迎演説会での「世界革命運動の潮流」(光、明治三九年七月五日号掲載)なる演説とからほぼ窺ひ知ることができるのである。

「一波万波」は一九〇五年(明治三八年)のロシア革命にはじまる世界の労働者階級の闘争激化に鼓舞されながら、「革命は来れり、革命は初まれり。革命は露國より歐洲に、歐洲より世界に、猛火の原を燎くが如く蔓延しつつかあ

り、今の世界は革命の世界也。今の時代は革命の時代也。戦は時代の児也、革命党たらざる能はず」と絶叫し、この革命の時代に内閣や選挙や政党などは半文銭の価値もないこと、すなわち普選や議会政策の無価値なことをのべ、自らこの革命の猛火に投ぜんことを激越な筆調で誓ったものであった。

ここには日常の組織的闘争を無視し、革命前夜を信じて、政治を否定して（直接行動によって）革命を一挙に実現せんと夢みる無政府主義の思想がよく表明されているといえよう。だがここで一言すべきは「一波万波」は明らか無政府主義革命を論じたものであるが、この中のイギリスの革命を論じた箇所は、秋水の無政府主義革命と矛盾しているということである。――

「露國の労働者が血と鉄と火の革命を捲起して激烈なる戦を闘へる間に、着実なる英國の労働者は、静かに平和の革命を遂行しつつあり。見よ、英國の労働者は、今匪の総選挙に於て、一挙して五十の議席を占取し得たるに非ずや。従米単に『労働組合』て多経済的範圍に楯籠りたりし英國労働者も、世界的革命氣運に其眼を開けり。彼等は彼等の権利と利益の防衛の爲には、彼等自身の國家を建設せざる可らざるを惜れり。彼等は直ちに政治の議場に突出せり。而して一挙に五十の議席を得たるの一事は、歐米列國をして驚駭せしめたり……」

ここにいう英國の平和の革命は、いうまでもなく普選に立脚する議会政策の成功前進であり、無政府主義の革命ではない。秋水が「一波万波」に自己の革命観と矛盾する英國の「平和の革命」をとり上げたのは、それが労働者自らの力によるものと考え、ドイツ社会民主党のごとき政党の力によるものではないと考えたからでもあろうか。だが何れにしても労働代表委員会―労働党につながるイギリス労働者階級の「平和の革命」は、ドイツ社会民主党の修正主義化した議会主義と何等異なるものでなかったことはいうまでもないところである。

「世界革命運動の潮流」は、「一波万波」の論旨を更に詳細に展開し、ドイツ社会民主党の修正主義化した議会主義を舌鋒鋭く批判し、議会政策の無効無力を強調し、革命の手段として総同盟罷工を呼びかけたのである。

幸徳の批判は、修正主義化し改良主義化して大衆的総同盟罷工の武器を放棄した第二インターの主流に関するかぎり正しかったといえよう。だが社会民主党内の左翼が、修正主義と闘いつつ、総同盟罷工の武器を守らんと努力していた点を看過し、政党そのものを改良党として否定しさり、革命の唯一の武器として総同盟罷工を訴えたのである。革命近しと考え、経済的直接行動を訴えるだけで、革命を遂行する力の政治的組織的結集を無視したのである。無政府主義たる所以である。

ところで革命の唯一の手段としての総同盟罷工およびその結果について、秋水はいかに理解していたか。それは極度に楽観的・理想的・非現実的であり、その意味で完全に観念的であつた。――

「所謂立憲的、平和的、合法的運動、投票の多数、議席の多数なる者は、今の王侯紳士閥が頓使せる金力、兵力、警察力の前には、何等の価値を有する能はず。是れ近時欧米同志の痛切に感ずる所也。

於此乎、欧米の同志は、所謂議会政策以外に於て、社会的革命の手段方策を求めざる可らず、而して此方策や、能く王冠紳士閥の金力、兵力、警察力に抵抗し得る者ならざる可らず、少くとも其鎮圧を免がれ得る者ならざる可らず、而して彼は能く之を發見せり。何ぞや、爆彈乎、七首乎、竹槍乎、旗旗乎。

否な是等は皆な十九世紀前半の遺物のみ。將來革命の手段として欧米同志の執らんとする所は、爾く乱暴の物に非る也。唯だ勞働者全体が手を拱して何事も為さざること、数日若くは数週、若くは数月なれば即ち足れり。而して社会一切の生産交通機關の運轉を停止せば即ち足れり。換言すれば所謂総同盟罷工を行ふに在るのみ。

一切の生産交通の機関一たび其運動を停止し、紳士閥の衣食供給の途を絶たば傲慢なる彼等は初めて、労働階級の実力を如何に承認するに至らん。彼等自身は単に労働階級の寄生虫たるに過ぎざりしことを思ひ當るに至らん。金銭も商品なくして使用すること能はざる也、兵力警察力も、衣糧を与ふることなくして、驅役すること能はざる也。況んや、今の兵士警官亦皆な労働階級の子弟に非ずや。彼等一たび現時社会組織の真相を了会せんか、豈に能く其父母兄弟姉妹に向つて発砲するを忍ぶ者ならんや。……総同盟罷工は世人の想像するが如き難事に非ず……。」

秋水は「世界革命運動の潮流」を次のごとく述べて結んでいる。――

「諸君、戦後の日本に於ける社会党同志諸君は今後果して如何の手段方策に依て進む可き乎、革命の運動乎、議会の政策乎、多数労働者の團結を先にすべき乎、選挙場裡の勝利を目的とすべき乎。予は今日日本の国情に疎也、敢て軽々しく断ずるを得ず、唯だ予が開略せる欧米同志の運動の潮流如何を報告するに止めんのみ、諸君乞ふ指教を吝まされ」

革命近しと考へ、労働者階級の総同盟罷工によつて革命を実現せんと考へていた無政府主義者秋水には、日常利益の増進という改良の問題は眼中になかつたといえよう。議会政策が革命運動の一環たることなどは理解しえず、議会政策と革命運動は常に対立するものとして一義的に議会政策を否定しざつたのである。日本の国情に疎く、いづれとも断定し得ないから、同志の教を乞う、などと述べているが、真意はまさにそうであつた。労働者階級の團結を何よりも先にすべきことの必要を感じながら、議会政策もふくめた改良運動によつて閉結禁止法たる治安警察法の改正ないし撤廃をさえ考へようとしたところに、無政府主義者秋水の最大の弱点があつたといえよう。労働組合組織の皆無に等しい当時の日本を考へるとき、秋水のかかる思想はアナルコ・サンチカリズムとさえない得ない空想的無政府主義に似而非アナルコ・サンチカリズムであつたといえよう。

「一波万波」と「世界革命運動の潮流」とによって無政府主義者としての立場を明らかにした幸徳秋水は、明治三十九年九月一日の「新紀元」に掲載された「政党内就て」⁵⁾においては、日本社会党という政党組織を否定してはいないばかりか、その合法主義をさえも必ずしも否定せず、専ら議会政策に反対しているにすぎないのである。――

「政党なる者の定義が単に『議会の多数を占めるを自的とする党派』即ち、選挙の勝利のみを自的とする者ならば、其弊や確かに君の(石川三四郎)いふ通りで、現在の諸政党は皆其通りだ。併し議院内の多数でふことを目的としない政党ならば、決して君のいふ如き卑しむべきものではない。日本の旧自由党、露国の社会革命党、仏、伊、西諸国の無政府党の如きは即ち夫れだ。

政党が社会改革の唯一の方法でないのは元よりで、猶ほ宗教が社会改革の唯一方法でないのと同じだ。政党が議会を得て腐敗するのは、宗教が教会を設けて墮落するのと同じである。単に議会の政党を見て政党を論ずるのは、単に教会の宗教を見て宗教を論ずるのと同じではあるまいか。故に僕は君の如く政党を排斥しない。唯だ其選挙の機械となることを憂ふるのだ。革命的ならざることを恐るゝのだ。而して之を君のいふ如き政党たらしむるか、將に革命的たらしむるかは、一に我等の責任に存することと思ふ。……

僕だつて日本社会党が将来単に選挙の機械となり了りて回復す可らざるに至れば、断然袂を払ふて去るの外はないが、僕は左程に日本社会党を軽蔑し悲観しない。尽せるだけ、助け得らるゝだけは、十分の力を致すのはどうしても百分の責任であるやうに感ずる。……

有体にいへば、君の論文に社会党の規約の『国法の範圍内』云々の文句などを引出して八ヶ釜しくいつてたが、余り究屈で悪く言へば三百的に聞へて、却つて読者の感觸を害するに過ぎないと思ふ。規約などは、政党運動に便利を得るため、政府へ差出す儀式に過ぎない。完全なほど善いであらうが、又何と書てあつても善い筈だ。悪ければ何時でも改めるだけのことさ。……」
ここには無政府主義的傾向が影をひそめているが、しかしこれは、秋水が無政府主義から一時的にでも離脱した

ことを意味するものでは決してない。明治四〇年一月の日刊「平民新聞」の創刊を前にした明治三九年二月八日付A・ジョンソン宛書簡は、このことを明瞭に示しているのがある。――

「……新しい日刊社会主義新聞(日刊「平民新聞」のこと……)の準備はほとんどできたが、社会民主主義者(Social Democrats)、社会革命主義者(Social Revolutionists)、その中にはキリスト教社会主義者(Christian Socialists)までを含む雑多な要素から成っているで、この日刊紙もきわめて変ったものになるであらう。

われわれの同志の多くはサンデカリスムや無政府主義よりも機会主義の戦術をとる傾向が強いが、それはどちらが正しいかに確信があつてのことではなく、無政府共産主義の何たるかを知らないためである。だからわれわれの刻下の最も重要な任務は無政府主義、自由思想の文獻を翻訳公刊することで、自分はこの機關紙をその宣伝のために極力利用するつもりである……」

秋水は早速この企圖を実行した。明治四〇年二月一日および五日の「平民新聞」に掲載された「独逸総選挙と歐洲社会党」と「余が思想の變化」がすなわちこれである。「余が思想の變化」は秋水の思想を総括したものとしてみわめて重要である。秋水はまず自己の現時の思想を要約して次のごとく述べている。――

「彼の普通選挙や議會政策では其個の社会革命を成遂げることが到底出来ぬ。社会主義の目的を達するには、一に團結せる労働者の直接行動(デレクト・アクション)に依るの外はない。」余が現時の思想は実に如此くである」

第二インターの基本的な活動は、この時期の資本主義の比較的おだやかな發展に対応して、革命を切迫したものと考へず、そのための平和な準備の時期として、プロレタリアートを基礎とする社会主義政党的の結成、労働者階級の日常的利益を増進するための大衆的な労働組合や協同組合の建設、軍国主義にたいするたたかい、八時間労働日、普選、工場法その他の社会政策立法の制定などに向けられたのであり、所謂議會政策もブルジョア議會の利用とし

て、第二インターのこの広い活動分野の一翼をなすものであった。たしかに、この平和的な大衆組織の發展時代に、修正主義が抬頭し、総同盟罷工の戦術を拒否して、専ら議會政策に期待する非革命的な要素が強まったが、これに反対したアナルコ・サンデカリスト一派が考えたとき、直接行動だけに革命を期待できる条件が成熟していたわけでは毛頭なかった。まして労働組合組織もなく、普選もない日本においておやである。

幸徳は、第二インターのなかの「議會政策」にあらわれた日和見主義に反対して戦争反対や革命の唯一の手段として総同盟罷工を主張して容れられず、第二インターから出ていったアナルコ・サンデカリスト、アナルコ・サンデカリズムの、日本の現実を完全に無視した素朴かつ翻訳的な導入者、紹介者にすぎなかったのである。彼の取柄は、改良主義に反対した革命的情熱にすぎなかったといっても過言ではないのである。

彼の思想的転換は、ドイツ社会主義者やその流れをくんだ諸先輩の説のみをきいて、余りに投票と議會の効力に重きをおきすぎ、普通選挙が行われれば多数の同志が選出される。そして議會の多数を占めれば、議會の決議で社会主義を實行することができると考えていたその幼稚單純さに気づき、議員の全部、少くも其大多數の生命とする所が、いつも一番上が名譽で、中が權勢、その他は利益のみで、彼等の眼中一身あるのみ、一家あるのみ、せいぜい一党あるのみを認識し、而して議員の多数は横暴な権力階級の前に完全に無力であることを悟ったから行われたのである。改良ではなく革命を企図する幸徳は、かくて、革命を實現するためにこの無効無力な議會政策を捨てて労働者階級の直接行動を求めらいたったのである。

幸徳に特徴的なことは、眼中革命あるのみで、改良についての認識が欠けていた点である。彼はいう。――

「……余は決して選挙権の獲得を以て恩恵となすものではない。選挙法改正の運動に強て反対するものではない。普通選挙が

行われれば、議会在法律を制定改廃するに際して、多少労働者の意圖を參酌する、是れだけの利益は確かにある。左れど此利益や猶労働保険、工場取締、小作人法の設定や、治安警察法、新聞条例の改正廃止や、其他の労働保護、貧民救助に關する法律、及び社会改良事業等と同一の利益に過ぎないのである。故に此等の運動を為すのは悪事ではない、否な善事には違いないが、特に社会主義者たるが故に是非とも為さねばならぬことではないと思ふ」¹⁰⁾

「労働階級の欲する所は、政權の略取でなくて『パンの略取』である、法律でなくて衣食である。故に議会对して殆んど用はないのである。若し我議会の何条例の一項や何法案の教条を、或は作り或は改むることのみに依頼し安心する程ならば、我等の事業は社会改良論者、国家社会党に一任して置て沢山である。之に反して真に社会的革命を断行して、労働階級の実際生活を向上し保全せんと欲せば議会の勢力よりも寧ろ全力を労働者の団結訓練に注がねばならぬ。而して労働者諸君も亦紳士閥の議員政治家などに依頼することなくして、自身の力で、自身の直接行動で其目的を貫くの覚悟がなければならぬ。……」¹¹⁾

幸徳は、社会改良論者や国家社会党に任せておいて社会政策立法や治安警察法廃止が可能だと考えたのである。労働者の団結訓練を強調しながら、労働者階級の団結を禁止している治安警察法の廃止を社会主義者の任務から除外したのである。そして革命主義者として革命のみを期待して、広汎な任務を放棄し、ひたすら直接行動を訴えたのである。日常活動の完全な無視！ここに偉大な日々をまちのぞみながら、こまかい活動はこばみ、偉大な事件をつくりだす勢力を結集する能力をもたないアナルコ・サンヂカリストの性格が如実に示されているといえよう。

以上にみたごとく、幸徳の無政府主義への思想的転換は、日本の現実に即して行われたものではなく、小ブルジョアの急進主義者として、第二インターの改良主義的傾向に反対する革命的アナルコ・サンヂカリズムへの思想的共鳴としてなされたものである。而して強大な労働組合と社会党をもち、それらによつて労働者階級の日常利益を

確保増進してきたヨーロッパの議会政策の意義を全く理解せず、その改良主義的腐敗墮落をのみ強調した無政府主義者幸徳は、普選も工場法も労働組合も存在し得ない日本の現実を完全に無視してアナルコ・サンヂカリズムを叫んだのである。さきに似而非サンヂカリストと称した所以である。したがって、秋水は、決して、社会主義の「日本での具体化の問題について、体当りて模索をつづけた先駆的思想家」¹³⁾ではなかつたのである。正に逆であつた。ここに幸徳の悲劇があつたといえよう。

(1) 明治三十八年八月一〇日付秋水の A. Johnson 宛手紙および「余が思想の変化」(平民新聞、明治四〇年二月五日号) 参照。

(2) 幸徳のいう科学的社会主義は、いうまでもなくマルクス主義であり、合法的議会主義を意味していた。

(3) 「巢鴨だより」(直言、明治三十八年七月二日号)

(4) ここにいうマークス派社会主義は、註(2)にいう科学的社会主義であり、合法的議会主義的社会主義であつた。

(5) これは石川三四郎が「界利彦に与えて政党を論ず」を新紀元の明治三十九年八月一〇日号に掲載したのに対する秋水の意見で、石川宛手簡の中でのべたものである。

(6) ハイマン・カプリン「幸徳秋水の一米人アナキストへの誓簡」(社会科学研究、第九卷第一号)

(7) 「余が思想の変化」(平民新聞、明治四〇年二月五日)

(8)(9)(10) 同右。

(11) レーニン「ヨーロッパの労働運動における意見の相違」

(12) 塩田庄兵衛「若干の問題点」(労働運動史研究6、九頁)

三 議会政策論者の反撃と折衷論の抬頭

幸徳の日本の現実を無視した観念的な直接行動論は、当然の結果として、議会政策論者の反撃をよびおこした。

「余が思想の變化」があらわれてしばらくたった日刊「平民新聞」(明治四〇年二月一四日、一五日の各号)に、田添鉄二は「議會政策論」を掲げて、幸徳を鋭く批判した。

まず田添は、社会主義運動は単調・一条道・一直線でないとして、議會政策・直接行動の両者を併用すべきを説き、欧米において直接行動に重きをおくのと議會政策に重きをおくのととの差異は、その社会生活状態と国民性との相違にもとづく論じ、秋水の議論が第二インターの改良主義化に対する無政府主義的な革命的反対派のそれであることを看過し、第二インターの改良主義的傾向に対する批判と反省を示していないことは、このすぐれた論文の重大な欠陥だといえよう。

ところで田添が議會直接行動両者の併用を主張したのは、両者が何れも平民階級労働者階級の自覚運動、階級闘争であると理解したからである。そして議會政策を無効無力とした幸徳の理由——議員は必ず腐敗墮落し、又多数の議員を選出するも権力階級の前に無力であること——は、それが正しいとすれば、そのまま直接行動についてもあてはまるとし、直接行動の一筋道がいたずらに犠牲多き道であるとしてこれを排斥した。¹⁴⁾そして彼は、社会主義の目的が「パンの略取」であるとして直接行動を主張する幸徳を、次の如く鋭くかつ正しく批判している。¹⁵⁾

「……予は労働階級を以て、現代社会の革命動力であることを信ずるものなるが、併し吾人が単にパンに対する自覚即ち生活其物に対する自覚文では、其は直ちに社会を根本より改革する勢力となるものではない。パンを直接に獲得するといふ事よりは、今日の労働者は決して議會政策にも往かなければ、所謂直接行動にも往かない。實際に於ては寧ろ十銭二十銭と賃銀の値上をなし得られ、十時間八時間と労働時間の短縮せらるゝ労働組合に行くのである。政治的意識なき労働運動となる。同盟罷工其他の武器を擁して資本家に内迫する行動も、遂に賃銀労働者としての位置を改善するに止まるのである。労働者全体の階級的解

放に就ては全然無意識の運動である。

そこで労働者が経済的に覚醒すると共に現代社会組織の欠陥を政治的に意識し、更に新社会建設を人類の正義の觀念の上に意識するに至つて、即ち労働者が階級的意識に覚醒したる時、茲に始めて社会の根本的改革をなし得る動力となるのである。吾人社会主義者が労働教育政策の下に、多大の勢力を惜まざる所以は、即ち此階級的意識を覚醒するためである。

然り、此階級意識の覚醒！然り、此意識に依りて得たる平民階級の団結！これにて吾人の用意は十分である。新時代の出現は只だ大勢の熟することに依て来る。

此点よりせば、議会政策も直接行動も共に此階級意識覚醒の有力なる方便とも見ることが出来るではないか」
かかる認識に立つて、田添は、日本社会党運動の常道として、次の四つを掲げたのである。¹⁶⁾

一、平民階級の教育……階級的自覚の喚起

二、平民階級の経済的団結運動

三、平民階級の政治的団結運動

四、議会政策

これは、幸徳が「余が思想の変化」の最後で、「我日本の社会主義運動は、今後議会政策を執ることを止めて、一に団結せる労働者の直接行動を以て、其手段方針となさんことを望むのである」としたのに比べると、その正当性はきわめて明らかであると言ふことができるであらう。

さて幸徳の思想的転換は、彼が「平民社」以来の社会主義運動の理論的指導者であつただけ、日本の社会主義思想に大きな影響を与えずにはおかなかつた。われわれはその最初の顕著なあらわれを、明治三九年一月一三日の社会主義者茶話会での柳利彦の講演「社会主義と無政府主義」にみる¹⁷⁾ことができるのである。

この講演で堺は無政府主義と社会主義との差別をあいまいにし、次のようにのべているが、これは明らかに幸徳の影響とみなしてよいであらう。

「予は最も公平に諸種の思想を比較して、国家社会主義、社会主義、無政府主義、個人主義と、此四者の間に自然の連続があると思ふ、故に社会主義は一方よりは国家社会主義なりと謂はれるかと思へば、一方よりは無政府主義なりと謂われるのである。又それと同じく、無政府主義も時として社会主義と一致するかと思へば、時に個人主義に傾いてしまふのである。そこで予は思ふ、此社会主義と無政府主義との調和に依つて革命が成遂げられ、革命後の新社会に於ては、更に進んで社会主義と個人主義との融合を見るであらうと。」

明治三十七年三月、堺は平民社の社会主義研究会で同じ題名の「社会主義と無政府主義」なる講話を試みているが、ここでは無政府主義と社会主義とをはつきり区別しており、「社会主義は屢々無政府主義と混同せられて圧迫を被り嫌忌を受けるが、其实社会主義は無政府主義を駆逐する者で、社会主義の盛なる所には決して無政府主義は起らぬ。其代り又、社会主義に強き圧迫を加ふれば或は無政府主義を生ぜぬとも限らぬ」と述べているのである。ところで無政府主義と社会主義との区別をあいまいにし、両者の調和によつて革命が遂行されるとする堺は、社会党に次の三派があるとする。¹⁹⁾

軟派（入閣派）……………政府侵入……………改良的
社会党 硬派（非入閣派）……………政府捕獲……………議会的
無政府主義一派……………政府顛覆……………革命的

しかして無政府主義と社会主義とをそれぞれ次のように理解しているのである。――

「予の見る所に依れば、無政府主義者として暴力ばかりに依頼する者ではない。……彼等は労働者の自然の団結に依って、此の社会に新しき経済組織を作り、其の経済組織の発達に依って、自然に今の政治組織を無力に掃せしめ、他年一日、総同盟罷工を以て一挙して之を顛覆せんと欲する者である。……」

社会主義者の目的も亦権力の廃止に存するのである。彼等は労働者団結の力に依って議會に多数を占め、遂に政府を乗取りて之を掃蕩し、之に依って此の社会の新経済組織を作り、これと同時に暴力的政府を無用に掃せしめ、其の人民政府を作らんと欲する者である。」

社会党のなかに革命的な無政府主義者の一部が残存したことは事実であらうが、無政府主義者は組織的な政治活動を否定し、総同盟罷工に一切をかける者で、社会党的社会主義とは本質的に異なるものである。堺自身の無政府主義と社会主義とについての前掲の説明も、両者が本質的に異なることが明らかに示されているのである。社会党の中に無政府主義一派を入れたのは、おそらく、社会党は議會政策をとるもののほかに、直接行動を承認する革命的一派も存することを示そうとしたからなのであらう。何れにせよ、本質的に異なる社会主義と無政府主義を調和させようとしたことは、幸徳の影響によるもので、堺利彦の折衷主義的性格が露呈されたものと見てよからう。

さて幸徳の「余が思想の変化」が出た五日後の「平民新聞」（明治四〇年二月一〇日）に堺利彦の「社会党運動の方針」が掲載されたが、これは堺が幸徳の影響をうけつつも、無政府主義へ走ることなく、社会党の運動方針の中に、議會政策の他に直接行動を採用するの必要を力説したものとして重要である。

堺は、「余が思想の変化」の幸徳の意見と殆んど同じで反対する所はない、只議會政策を全然否認するのと、議會政策と直接行動とを併せ用いんとするとの差にすぎないとしているが、これは決定的誤りといえよう。幸徳の

思想は無政府主義なるに對して、堺の思想は、社会党の所謂「硬派」の見解を代表するものだからである。堺の次の言葉はこれをよく示すものといえよう。――

「……今の議會は如何にも詰らぬ。……然し社会党の議員が之に加はる時には、議會がはじめて活問題の舞台となる。……この噴火口を我々の手に握らんが為、即ち普通選挙権獲得の為に、我々は我々の實力を示して政府と政党に肉迫せねばならぬ。即ち幸徳君の謂はゆる直接行動を必要とするのである。又普通選挙が既に行はれた後と雖も、社会党がまだ中に多数の議員を出すわけには行かぬと思ふ。故に此時に至つても猶ほ覚醒せる労働者が謂はゆる直接行動をもつて肉迫するの必要がある。又一步を進めて既に多数の社会党議員が出た後と雖も、若し其の背後に平民階級の實力が存せぬならば、其議員は實に根の無き花である、何の働きを為す事も出来ぬ、何の實を結ぶ事も出来ぬ。故に社会党議員をして議會内に活動を為さしめんと欲するには、常に覚醒せる労働者の活動に依て一般平民階級の實力を示す必要がある。……平民労働者の運動も亦た、敢て議會と相闘せずして、別に自治団結の直接行動を取るの必要があると思ふ。議會が一個の噴火口たるは勿論なれど、議會のみが唯一の噴火口ではない。故に我々は議會以外に於て種々の噴火口を作る事を勉めねばならぬ。若し時と処とに依り是等の噴火口にして猛壯の勢ひを成せば、彼の議會の噴火口の如きは既に殆んど言ふに足らぬ事となるであらう。幸徳君は著しく此点を主張したのである。故に予は、今後社会主義運動の大方針としては、一方には議會政策を取り、一方には労働者の団結を計り、議會内と一般社会と常に相呼応して平民階級全体の活動を勉むるに在るかと思ふ。……」

これは決して無政府主義ではない。日本の現実を考慮するとき、堺のこの議論は正しかったといつてよからう。田添鉄二のさきの「議會政策論」は、堺のこの「社会党運動の方針」と同一意見なることをのべた上で展開されたものであった。

幸徳の思想は堺の思想を転換させることはできなかったが、多くの追隨者を出したことは注目すべきで、われわ

それはその一つを竹内余所次郎の「運動方針に就て」(「平民新聞」明治四〇年二月一六日号)に見ることができるのである。竹内も幸徳と同じく改良と革命をきりはなし、社会党の目的が革命であるとの理由から、議会政策を否定し直接行動を訴えているのである。

「余の近時の思想は幸徳君大杉君等の大れと略同一である。……運動方針を論ずるに當つて第一に定めなければならぬことは我等の大目的大主眼を達する唯一の方針と、時々刻々に起る小問題を処する小方法との区別であると思ふ。言葉を変えて云えば、資本家制度の下に於て多少の改良進歩を得ようと云ふ小運動と、資本家賃金制の絶滅を来たらす大運動との差別であると思ふ。若し少しづつ資本家の領分に切り込んで行く中には、即ち種々の小改革を成しつゝ進み或は一人々々議員を作つて行く中には、目的地に達せらるゝものであるとすれば、議会政策も誠に結構なものであらう。併し余は考へる、資本家的権力階級がソナナ事でも果して最後の鍵を渡すであらうか。或る一小部分で賃銀の値上げや時間の減少を要求するか云ふ類の場合には夫れ々之に應ずる小運動があつてよろしいが、労働階級全部が紳士階級に肉迫して、其の主張の真髓を達しようと云ふには、自ら別個の方針を定めて猛烈之に赴かねばなるまいではないかと思ふ。而して此方針としての議会政策、直接行動を比較し観察して見ねばなるまいと思ふ。若し労働者の教育として議会政策を執ると云ふならば、余りに迂遠な教育法ではあるまいか。労働者に投票の智識を与へて、幾百万の投票を得る迄には、少くとも数十年はかかると思ふ。而して其の幾百万の投票が革命に対してドレ丈眞生命を有して居るか頗る怪しいものではあるまいか。労働者が投票に依て天下を得らるゝものと迷信して居る間は、紳士階級は大平楽を謳ふて居ることが出来るのではあるまいか。

余は信ずる、改良進歩は歩々上進するものであるが、革命は必ず一時に來たるものであると。

兎に角我等の運動の目的が、労働者の解放であり、其全自由であり、階級の全滅である以上は、今の所謂政治なるものに、余り重きを置かぬと云ふ考がなくてはならぬではないかと余は思ふ。」

- (14) 「議會政策論」上 (平民新聞、明治四〇年二月一日号)
- (15) 「議會政策論」下 (平民新聞、明治四〇年二月一日号)
- (16) 堺利彦「社会主義と無政府主義」(光、明治三十九年一月五日号)
- (17) 堺利彦「社会主義と無政府主義」(平民新聞、明治三十七年四月三日号)
- (18) 堺利彦「社会主義と無政府主義」(光、明治三十九年一月五日号)
- (19) 第二インターのロンドン大会(一八九六年)は、インターナショナルの加盟条件として政治活動の承認を決議したが、第二インター内の革命的アナルコ・サンヂカリストたちはこれに反対して、第二インターを脱退した。

四 社会党大会における決議案をめぐる運動方針の対立

幸徳の無政府主義的直接行動論が日本社会党員間に大きな波紋をえがきつつあった明治四〇年二月一七日、錦輝館に第二回社会党大会が開催された。

大会は党則第一条の「本党は国法の範囲内に於て社会主義を主張す」を改正して、「本党は社会主義の実行を目的とする」とし、評議員会から運動方針をふくむ次の決議案が提出された。

決議案

我党は現時の社会組織を根本的に改革して、生産機関を社会の公有となし、人民全体の利益幸福の為に之を經營せんと欲する者なり。

我党は此目的を持し現時の情勢の下に於て左の件を決議す。

一、我党は労働者の階級的自覚を喚起し其団結訓練に努む。

一、我党は足尾労働者の騒擾に対し遂に軍隊を動かして之を鎮圧するに至りしを遺憾とし之を以て甚しき政府の失態なりと認む。
一、我党は世界に於ける諸種の革命運動に対し深厚なる同情を表す。

一、左の諸問題は黨員の随意運動とす。

い 治安警察法改正運動

ろ 普通選挙運動

は 非軍備主義運動

に 非宗教運動

社会党の具体的な戦術を決定すべき決議案が、「我党は労働者の階級的自覚を喚起し其団結訓練に勉む」と謳いながら、何等の具体的な決定もせず、具体的運動は「治安警察法改正運動」にしても「普通選挙運動」にしても、すべてこれらを黨員各自の随意運動としているのである。幸徳と田添との調整をはかろうとする折衷案たる苦心が見えるが、社会党の決議案としてはナンセンスに等しいものといえよう。治安警察法こそは「労働者団結に向つて死刑の宣告を与えた」（片山潜）当の悪法であるのに、その改正運動をさえ社会党として決議し得ないとすれば、「労働者の階級的自覚を喚起し其団結訓練に勉む」という決議は意味をなさないからである。ここにわれわれは、無政府主義の有害な影響を看取することが出来る。幸徳の思想に無政府主義的直接行動論は社会党からきっぱり排除しなければならなかったのに、堺を中心とする評議員会は、これを議会政策と調整して社会党の運動方針にとりいれようとしたのである。これは決定的な誤りであったといえよう。この幸徳の無政府主義を排除し得なかつたところに、その後の日本社会主義運動の分裂・対立の悲劇が由来したといえよう。

さてこの決議案に対して、相對立する二つの修正案が提出された。一は田添鉄二の提出せるもので、決議の第二項として足尾事件の前に「一、我党は議會政策を以て有力な運動方法の一なりと認む」の一項を加え、後段の「ろ、普通選挙運動」を削除せんとするもので、他は、幸徳秋水のそれで、決議の第一項「我党は」の次に「議會政策の無能を認め専ら」の十二字を加えて、後段「ろ、普通選挙運動」を削除せんとするものであった。ここに議會政策論と無政府主義的直接行動論は真正面から衝突するにいたつたのである。

田添の修正案は、黨員の随忌運動にまで引下げられた議會政策を、労働者階級の經濟的自覚を喚起する有力な方針として引上げんとするものであった。――

「……私は比の一般平民階級の自覚を喚起するに最も適した材料は、此の議會政策を描いて他に無いと信ずるものであります。又私の考ふる所に依りますと、此の階級的自覚と云ふ事も、単に經濟上の自覚のみでは甚だ不満足不完全であります。經濟上に社会の不平等を自覚すると共に、更に此社会组织が政治的にも不平等に出来て居ると云ふ事を適確に知らねばなりません。此自覚を得しむるが為に我々は次に議會政策を行ひ、總べての平民階級の上に政治的教育をやらなければならぬ。此理由よりして私は向後も此議會政策を以て党の有力なる一方針として持続して行きたい。

更に進んで、此議會政策が極力階級に対して如何なる關係を有つて居るかを考えたい。私は議會政策のみならず、如何なる方法でも取つて一歩一歩紳士間に肉薄するのが善いと思ふが、殊に此議會政策は極力階級、紳士間に対して最も有力なる一個のデモンストレーション（示威運動）の機會、場所、仕事であると思ふ。

言を換へて曰へば、議會は日本の政治組織の中核であるから、之に向つての運動は最も有効で且つ労働者階級自覚の正当なる道行である。私の見る所に依れば、現社会を組織する極力階級、資本家制度の利害の中心点は議會である。此の彼等の利害の中

心点に向つて労働団結の勢力を向け平民自覚の弾丸を抛つと云ふ事は、最も必要にして且つ有効なる事業であります。即ち議会議策は労働階級対権力階級戦争の最も有力なる武器であらねばなりません。

最後に私は尚ほ一つの理由を付け加へて置きます。此議会議策と云ふものが単に権力階級に対する示威運動の好場所であり、単に労働階級の自覚団結についての教育の有力なる方便であると云ふ事のみならば、私は或は此修正案を提出しなかつたかも知れません。然し労働者の階級的自覚を喚起し、其の団結訓練を為すの目的を達する為には、どうしても此閉門を濟らなければならぬと云ふ考が私の頭に在るので、それで遂に此意見を提出したのであります。……………

……私は行かれる所まで袴を着て行く、背後には幾百万幾千万の人民が手ぐすね引いて控へて居る、正面に立つて談判に行くのがどうしても順序であると思ふ。然し談判が破裂した場合には勿論仕方が無い、それから先の事は私は今何んにも申しませぬ。どうしても行く処迄は行かねばならぬ、折角開いてある道を捨てるには及ばぬ、それで私は日本社会党運動の有力なる一政策として議会議策は何時も握つて行かなければならぬと信ずるものであります。²¹⁾」

議会議策についての認識不足はあるが、議会議策を社会党運動方針の主要なものとして掲げることが主張した田添の考は正しかつたといえよう。だが閉結禁止法たる治安警察法の改正は、労働者の団結訓練のためには議会議策以上に当面重要な課題だつた筈である。これを黨員の随意運動としたまま放置したことは、よし彼が評議員として議案の提出者の一人として、これに或程度責任を負わなければならなかつたとしても、矢張り、大衆運動の経験をもたず、大衆から遊離した彼の、運動家ならぬ思想家としての弱点を示すものであつたといえよう。

田添につづいて登壇した幸徳は、評議員提案の決議案が適當であるとしつつも、議会議策の無能無効なることを社会党として公然と承認せしめようとしたのであつた。

眼中革命あるのみて、現実の日本の労働者の低劣な労働条件や無権利状態を、社会主義者即ち社会党員として改善し改良する必要を認めなかつた幸徳は、議會政策の無能を烈しく非難し、「今日議會政策の無能なることは歴史が之を教え、時代の経過が之を証明した」。「議會によりて労働者の権利と利益が進められたことは殆どない。却て彼等はストライキによりて権利と利益を増進しているのである。」「労働者が自覚して団結すれば、此団結に敵する力は世界にない。議會は解散し買収することが出来る。然し労働者の直接行動はそうではない。」「我々の為さなければならぬことは唯一事である。我々は之に向つて直進しなければならぬ。社会主義は労働者の解放を意味するものである。……普通選挙や政社法改正の如きは、我々が遣らなくても紳士閥が之を遣て居る。何も社会党が夫を遣ることはない。……」としてストライキや直接行動を讃えたが、強固な労働組合と労働者階級の政治的自覚に支えられた議社会党が労働者階級の地位の悪化を防止し、改善した事実を看過した。労働代議士の腐敗墮落の必然性を確信した幸徳は、田添が幸徳の論法から労働組合幹部の墮落の可能性をも主張したのに対しては（田添「議會政策論」参照）、労働者の大衆闘争にはその「首領」の必要はないと反対し、大衆闘争における組織的あるいは政治的指導の必要を無視して無政府主義の無能を暴露し、田添がゼネストのごとき徒らに多大の犠牲を伴うべき手段をのみ一すじの道として実行せよというのは、階級闘争の現実を知らないユートピアンだとしたのに対し（田添「議會政策論」参照）、資本主義制度のもとでは日々に労働者は非常な犠牲を蒙っていると述べ、これに比較すれば数週数月のストライキの犠牲はいくばくもない、犠牲を恐れるために議會政策をとる人は社会党を解散して改良主義か国家社会党に入るべきだと見当違いの反対をし、足尾の暴動が支配階級に与えた戦慄を讀んで、それが容易に鎮圧されたことを看過し、いまずぐストライキもやれとは云わんが、労働者の団結と訓練によりて十分力を養わねばならぬ

とし、それが長日月を要することを認めながら、この団結と訓練に議会政策がその有力な手段の一つだとする出添に反対し、治安警察法の改正がその最も緊急な課題たることを無視したのである。

これは、労働者階級の感情や気分はもとより、社会運動の現実を全く知らない幼稚・素朴な、革命的情熱だけの、有害無益なアジテーションにすぎなかったが、労働者階級から完全に遊離した小ブルの急進主義者の多い社会党員に大きな影響を与えたのである。日本の労働者がおかれている現実から遊離したこのような抽象的論議が大きな情熱をもって闘わされたことは、日本社会党が労働者階級から浮いた知識階級的思想団体の域を出るものでなかったことを示すものといえよう。

さて採決の結果は評議員案二八票、幸徳案二二票（大杉栄、松崎源吉、赤羽一、吉川守圀ら）、田添案二票（田添と深尾詔の二人）であった。われわれはここに幸徳の影響歴然たるものを見ることができよう。幸徳案に投票した一人吉川守圀は、後年、「この評議員案の勝利を得た所以は、万一幸徳案が通過すれば、党の禁止は到底免れまいという危惧からであった²³⁾」と述べているが、それほど幸徳の影響は甚大だったのである。

これは日本社会主義運動と社会党にとって誠に不幸だったといえよう。西園寺内閣の有和政策によってわずかに成立した日本社会党は、これによって結社を禁止され、その後の日本社会主義運動に無益な分裂をもたらし、赤旗事件や大逆事件を生みだして、日本社会主義運動を一時崩壊せしめることとなったからである。

(21) 「田添鉄二氏の演説要領」(平民新聞、明治四〇年二月一九日号)

(22) 「幸徳秋水氏の演説」(平民新聞、明治四〇年二月一九日号)以下幸徳の言葉はこの論文による。

(23) 吉川守圀「叛逆星霜史」、青木文庫版一三〇頁。